

交通事故などで医療機関を受診するときは 共済組合にご連絡を!

交通事故や傷害事件等(以下「第三者行為」といいます。)が原因でケガをした場合は、一般的に加害者(第三者)が治療費などを負担することになります。

しかし、過失割合について加害者との話し合いがつかなくなったり、賠償が遅れたりする場合もあるため、そのケガが公務中や通勤途中でない場合には、組合員証を使って診療を受けることもできますので、**必ず共済事務担当課をとおして当組合にその旨を連絡してください。**

その場合、当組合が一時的に医療費を立て替え、加害者に損害賠償請求を行うため、次の書類を提出してください。

事故の届出に必要な書類

- 1 損害賠償申告書
- 2 事故発生状況報告書
- 3 自動車損害賠償保険契約関係届
- 4 念書または誓約書
- 5 交通事故証明書(原本)
- 6 示談書の写し(示談が成立している場合)

(任意保険等で賠償額を補てんできない場合は念書に代えて誓約書を提出してください。)

※自動車安全運転センター発行

※交通事故以外の届出は①、④、⑥になります。



※書類は、当組合ホームページから
もダウンロードできます。



※書類を提出いただけない場合や、組合員や被扶養者に不利な示談をした場合には当組合は加害者に医療費を請求できなくなり、組合員自身にご負担いただく場合がありますので、示談を行う際は慎重をお願いします。

第三者行為に該当するケガの例

- 自動車に同乗中の事故
- 自転車で接触事故
- スキー・スノーボードの衝突事故
- 飲食店等での食中毒
- 他人の飼っているペットに噛まれたケガ
- 工事現場での落下物によるケガ
- けんかで受けたケガ

交通事故にあったときの注意事項

- 運転者の氏名、住所、免許証番号、車検証、自動車の持ち主の氏名、住所(営業車のときは、会社名、代表者名)を相手方から聞き取りをしてください。
- どんな小さな事故でも、警察に連絡し、事故の確認を受けてください。
- どんな軽いけがでも、必ず医師の診断を受けてください。
- 組合員証を使用して医療機関を受診するときは、必ず共済組合に連絡してください。

受傷原因の照会について

外傷性の診療を受けたときは、その受傷原因が第三者行為や公務災害によるものかを確認するため、当組合から照会をさせていただく場合がありますので、共済事務担当課より連絡があった際はご協力をお願いします。

公務中や通勤途中の事故について

公務中や通勤途中の事故による治療費は、地方公務員災害補償基金が負担するため、組合員証は使用できません。